

特定非営利活動法人 北海道遺産協議会 ロゴタイプ・シンボルマーク使用規定

特定非営利活動法人北海道遺産協議会（以下「協議会」という。）のロゴタイプ・シンボルマーク（以下「ロゴ・マーク」という。）の使用規定は、下記のとおりとする。

1. 趣旨

この規定は、協議会のロゴマークの制式並びにその使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2. ロゴ・マーク

正式ロゴマークは別図1のとおりとする。

3. 使用許可について

ロゴ・マークは、選定された北海道遺産と明確に関連のある場合、または、北海道遺産構想を推進する上で有効であると判断する場合に使用することができる。

協議会は、提出された申請書を審査のうえ、ロゴ・マーク使用許可書（様式第2号）を交付する。

なお、下記の場合は使用を許可しない。

- 1) 協議会の品位を傷つける、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- 2) 特定の政治、思想、宗教活動に利用される恐れのある場合
- 3) 特定の個人、又は団体の壳名に利用される恐れのある場合
- 4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- 5) 協議会独自の事業又は協議会の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れのある場合
- 6) ロゴ・マークを正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合
- 7) 法令や公序良俗に反する恐れのある場合
- 8) その他、協議会が不適当と判断した場合

4. 使用申請の届出について

ロゴ・マークを使用する者は、下記のものを協議会に提出し、会長の許可を得るものとする。

- 1) 事前にロゴ・マーク使用申請書（様式第1号）を協議会に提出する。
- 2) 使用前に、デザイン案、ロゴ・マークの使用状況が分かるもの等を協議会に提出する。
- 3) ロゴ・マークの使用後、可能なものについてはサンプルを協議会に提出する。

5. 使用方法について

ロゴ・マークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) ロゴタイプ・シンボルマーク使用マニュアル（別紙）に示した「パターン」のい

すれかを使用する。

- 2) ロゴ・マークのデータは、使用許可書の交付後、又は使用料の納入が確認された後、協議会事務局より貸出す。使用後は、必ずデータを破棄すること。
- 3) ロゴ・マークのデータのコピーを行うこと、及び第三者へのデータの提供を禁止する。なお、申請者が申請目的のためにデザイナー・印刷会社等へデータを提供する場合はこの限りではない。
- 4) その他、ロゴ・マークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守しなければならない。

6. 使用期間について

ロゴ・マークの使用期間については、申請目的が達成されるまでとする。期間満了後引き続き使用する場合は、再度申請書を提出するものとする。

7. 使用料金について

使用料金については、主に北海道遺産所在地域の公共団体、NPO等が、パンフレット、ポスター、ウェブサイト、イベントのパネル、名刺等、地域の北海道遺産をPRするツールを制作する場合を除き有料とする。また会員に関しては割引措置を適用する。詳細は表1のとおりとする。

ロゴ・マークを使用する場合、協議会が発行するロゴ・マーク使用料の請求に基づき、請求書の納入期日（ロゴ・マーク使用許可日）までに使用料金を納入しなければならない。なお、期日までに入金が確認できない場合は、使用許可書は無効とする。

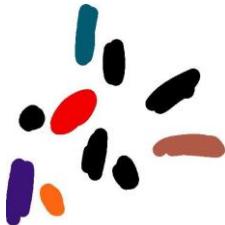
8. 使用許可の取り消しについて

使用許可時に付した条件に違反してロゴ・マークを使用した場合、本規定に背く使用的実態が明らかになった場合等については、ロゴ・マークの使用許可を取り消す。また、必要な場合には使用物件の回収や損害賠償請求などの厳重な措置を行う。

9. ロゴ・マークに関する権利について

ロゴ・マークに関する一切の権利は協議会に帰属する。使用者がロゴ・マークを自己のものとして商標または意匠として使用（登録）することはできない。

図1 ロゴマーク



北海道遺産

Hokkaido Heritage

表1 ロゴマーク商用の場合の使用料金一覧

区分	単位	利用料金	備考
会員（正会員・賛助会員）	1件	3,000円	申請時の入会も含む 年会費) 個人：3,000円 団体：10,000円
非会員	1件	20,000円	